

平成22年5月12日
財団法人 郵政福祉

法人税更正処分取消等請求に関する控訴について

当法人は、平成20年8月5日東京地方裁判所に「日本郵政公社に対して貸し付けていた郵便局舎の賃貸料収入は、収益事業に当たらないとして」原処分の取消請求を行ったところですが、7回の審理を経て、本年4月22日、「原告の請求を棄却する」旨の判決がありました。

これについて、当法人としては弁護士意見を踏まえ、これを不服として東京高等裁判所へ控訴することとしました。